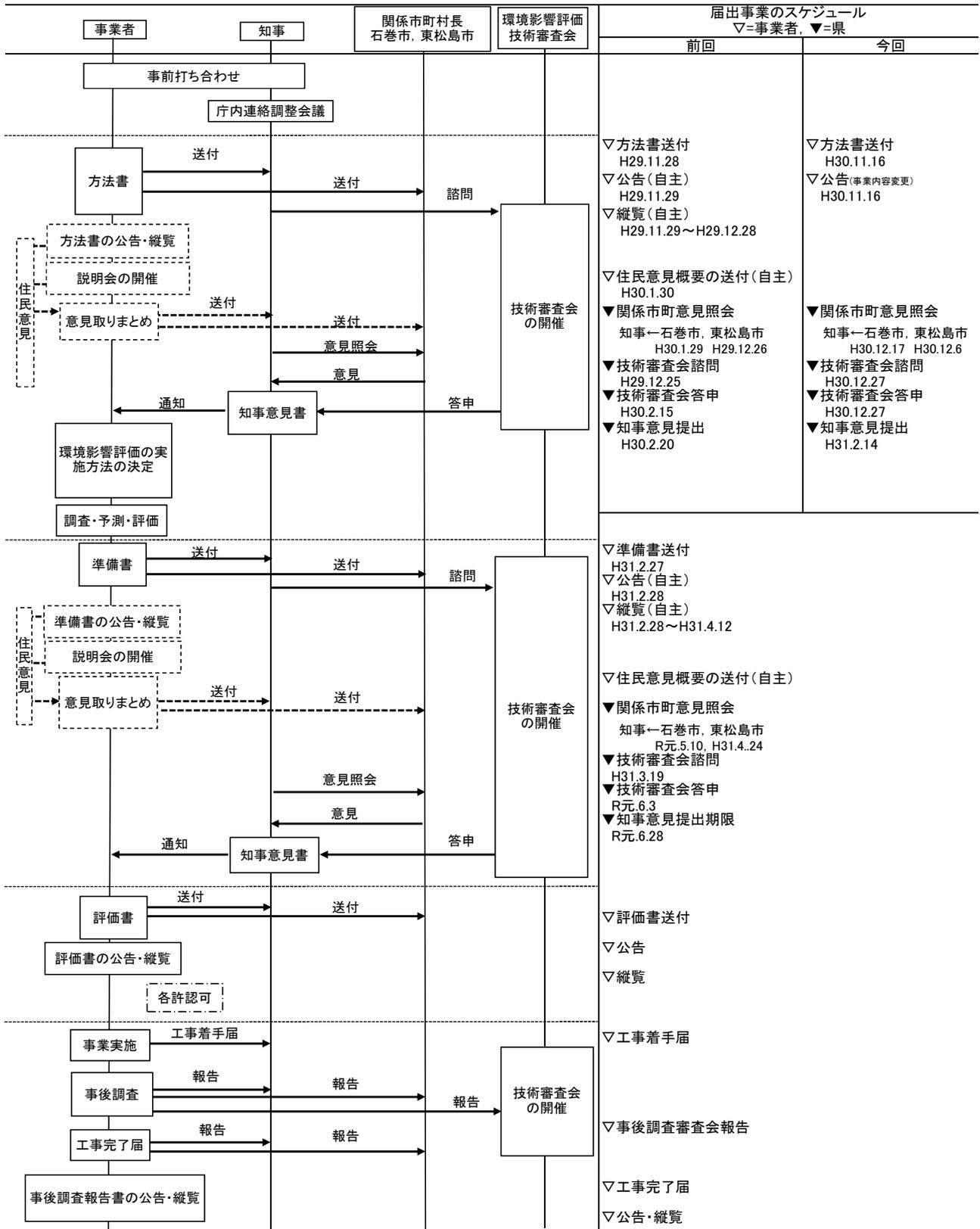


(仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価手続フローとスケジュール

(環境影響評価条例(第2種事業)によるアセス手続)



※当事業は条例第2種事業であることから、図書の公告、縦覧、説明会等については規定はないが、事業者の申し入れにより、第1種事業に準じてこれらを自主的に実施することとしている。(表中の点線欄が該当箇所)